

熊谷市監査委員公告第5号

令和2年度出納室定期監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により別添のとおり公表する。

令和2年10月15日

熊谷市監査委員 三 澤 欣 一

熊谷市監査委員 権 田 清 志

令和 2 年度出納室定期監査指摘事項等措置報告書

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 現金の取り扱いについて、釣銭用の現金が現金出納簿に未記載となっている。紛失・盗難を防ぐためにも管理の徹底を図るべきである。</p>	<p>(1) 収納金の日計表、集計表に加え、現金出納簿に釣銭用の現金も含め記載するよう改めた。</p>
<p>2 財産管理</p> <p>(1) ノートパソコン 2 台の備品登録漏れとノートパソコン 3 台の備品登録抹消漏れがあった。熊谷市物品管理規則第 17 条及び第 26 条に基づき適正な事務処理を行うべきである。</p>	<p>(1) ノートパソコン 2 台を備品登録し、ノートパソコン 3 台の備品登録抹消を行った。また、改めて備品現物と備品台帳を照合した。今後は年に 1 回以上照合を実施する。また、物品分任出納員を中心にチェック機能を果たして登録、抹消漏れを防ぐ。</p>
<p>3 その他</p> <p>(1) 起案文書の決裁日・決裁区分・専決等の記入がない箇所があった。熊谷市文書管理規程第 6 条に基づき文書主任が適正な事務処理を行うべきである。また、文書主任がその責務を果たせるよう、配慮すべきである。</p>	<p>(1) 起案文書の決裁日・決裁区分・専決等の記入がない箇所について確認した後、記入した。</p> <p style="padding-left: 2em;">文書主任を中心に所属職員全員が起案回覧時及び決裁後に起案文書を確認し熊谷市文書管理規程を順守する。</p>